



®

令和2年 3月6日(金)
(2020年)

No. 15125 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆令和元年(平成31年)特許権民事訴訟事件判決概況(1)

令和元年(平成31年)特許権民事訴訟事件判決概況

青木・関根・田中法律事務所

弁護士・弁理士 森 修一郎

〔I〕はじめに

本稿は、令和元年(平成31年)に判決の言渡しのあった特許権に関する民事訴訟事件判決の概況についてとりまとめたものである。

裁判所ホームページ「知的財産判例集」に搭載された判決81件を対象としている¹。

特許権に係る民事事件は東京地裁と大阪地裁の専属管轄であり、それらの控訴審は知財高裁であるの

で、一審判決は東京地裁判決と大阪地裁判決、控訴審判決は知財高裁判決である。知財高裁判決には大合議判決1件を含む。最高裁判決については、特許権に係る民事事件はなかった(上告棄却・不受理決定は除く)。

審決(決定)取消訴訟及び却下処分取消訴訟(行政訴訟事件)の判決は、本稿では対象としていない。なお、審決取消訴訟について1件の最高裁判決(最

TH総合法律事務所は、アクセス容易な新宿にオフィスを構える弁護士事務所です。

TH総合法律事務所の集中分野の一つである知的財産法務を担当する弁護士・弁理士高橋淳は特許侵害訴訟を中心として活動してきましたが、近時は、職務発明規定の作成、変更に関するコンサルタント業務に注力しており、多数の書籍、論文の執筆、セミナー、講演、テレビ出演などを通じて職務発明規定変更の実務の第一人者として知られており、多数の相談実績を有しています。

また、平成27年から参加費無料の高橋知財勉強会(原則月1回18時から20時まで。懇親会あり)を主催しており、随時ニュースレターを発行しております。

高橋知財勉強会への参加、ニュースレターの受領等を希望される方は、下記までご連絡下さい。

 TH総合法律事務所

〒163-0631 東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル31階

TEL 03-6911-2500

E-mail jun14dai@gmail.com